

ほうじん北沢

H o u j i n K i t a z a w a

2018年
10・11月号
No.342



御鎮座
五五〇年

北沢八幡例大祭

公益事業委員会主催
働き方改革セミナー

女性部会
第8回「税に関する絵はがきコンクール」選考会
「あしなが Pウォーク」募金報告

税を
テーマにした
税川柳
締切迫る!!
詳しくはP16へ

11月は個人事業税第2期分の納期です

8月にお送りした納付書により、11月30日(金)までにお納めください。

＜ご利用になれる納付方法＞



金融機関・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口
※一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。



※納付書1枚あたりの合計金額が30万円までのものに限りま
※一部、都税の取扱いをしていないコンビニエンスストアがありま
ご利用になれるコンビニエンスストアについては、納付書の裏面をご
確認ください。



※インターネットの専用サイト(都税クレジットカードお支払サイト)にアクセスし、クレジットカードにより納付することができます(税額に応じた決済手数料がかかります。)

[都税クレジットカードお支払サイト](#) [検索](#)



※一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。
※ (ペイジーマーク) の入っている都税の納付書をお持ちの場合に限ってご利用で
きます。
※領収証書は発行されません(領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください。)

※新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングで納付する方は、事前に金融機関への利用申込みが必要です。
※システムの保守点検作業時には、一時的にご利用できない場合があります。詳しくは主税局ホームページ(<http://www.tax.metro.tokyo.jp/>)「税金の支払い」をご覧ください。

安心 便利 な 口座振替 をご利用ください!

お申込みは、口座振替を開始しようとする月の前月の10日までに次のいずれかの方法でお申込みください。

- 主税局ホームページからダウンロード専用依頼書を印刷し、必要事項をご記入の上郵送してください。
- 預(貯)金通帳、通帳届出印、納税通知書をご持参の上、金融機関または郵便局の窓口へお申込みください。
- 口座振替依頼書(ハガキ式)に必要事項をご記入の上、ポストに投函してください。

＜口座振替のお問い合わせ先＞

主税局徴収部納税推進課(03-3252-0955)

※受付時間は平日9時～17時です。電話番号のおかけ間違いにご注意ください。

【お問い合わせ先】＜課税について＞ 渋谷都税事務所の個人事業税班 03-5420-1621

＜納税について＞ 世田谷都税事務所の徴収管理班 03-3413-7111

目次

都税事務所からのお知らせ	2	経理の知識「自社株評価(3)」	14
日本政策金融公庫からのお知らせ	3	法律相談「ホームページでの商品売買」	15
《御鎮座550年》北沢八幡例大祭	4	北沢税務署からのお知らせ/教えて税金八先生	16
公益事業委員会主催 働き方改革セミナー	6	代沢・代田支部 公開税務研修会/三井美穂子世田谷区議長 就任祝い/「賢者の名言」CM収録	17
女性部会「第8回 税に関する総はがきコンクール」選考会/「あしながPウォーク」募金報告	7	千歳台・船橋支部「第2回 公開税務研修会」「ちとふな盆踊り」	18
法人会アンケート調査システム 新規登録にご協力ください	8	明大前支部「公開税務研修会」/新入会員紹介	19
テレワークについて(『働き方改革セミナー』関連記事)	10	給田・北烏山支部「移動研修会」/「公開税務研修会」	20
大切ですよ! 就業規則	11	梅丘支部「第14回豪徳寺沖縄祭り」税金クイズ/経堂支部「バス移動研修	21
法人会の「平成31年度税制改正に関する提言」まとまる	12		

年末資金のご案内

日本政策金融公庫 国民生活事業は、地域活性化などに取り組む皆さまを応援しています。ご相談やお問い合わせなど、お気軽にご連絡ください。

年末資金のご相談を受付中

例えばこのようなお使いみちに：

- 冬のボーナス用資金として
- 年末キャンペーン用の販売促進費用として
- 年内の買掛金の決済資金として
- 季節イベントの経費として

年末に向けてご相談窓口は大変混み合います。計画的な資金繰りのためにお早めにご相談ください。

主なご融資制度

セーフティネット貸付

売上が減少するなど一時的に業況が悪化している方向けの融資です

企業活力強化資金

卸売業、小売業、飲食サービス業、サービス業または一定の要件を満たす不動産賃貸業を営む方で、店舗の新築・増改築や機械設備の導入を行う方向けの融資です

環境・エネルギー対策資金

非化石エネルギー設備や省エネルギー効果の高い設備を導入する方または環境対策の促進を図る方向けの融資です

くわしくは、当社ホームページ <https://www.jfc.go.jp/> をご覧いただくか、支店の窓口までお問い合わせください。



< お問い合わせ先 >

日本政策金融公庫 渋谷支店 国民生活事業
〒150-0041 渋谷区神南 1-21-1
(日本生命渋谷ビル 2・3 階)
TEL : 03-3464-3914 (融資相談担当 : 大川)

固体被膜潤滑剤製造加工

東洋ドライループ株式会社

代表取締役 飯野 光彦

〒155-0032 世田谷区代沢1-26-4

☎3412-5711 FAX3412-5738

出版事業を通じて社会に貢献する



〒156-0042 世田谷区羽根木 1-7-11
TEL 03 (3321) 4132 FAX 03 (3327) 3777
<http://www.taisei-shuppan.co.jp/>

《御鎮座 550 年》北澤八幡例大祭



北沢法人会 会員の皆様、こんにちは。

9月1日（土）～2日（日）に北澤八幡の例大祭が開催されました。

北沢法人会としては昨年同様に8ブース（たこ焼き、焼鳥、焼きとうもろこし、焼きそば、かき氷、ドリンク、射的、金魚すくい）を担当しました。

女性部、青年部、下北沢支部、代沢・代田支部だけではなく、他の支部の方々にもご協力いただき、普段ふれあわない会員同士の交流の場となりました。各々担当するブースでは、ベテランもいれば初参加の人もいる中で、作業を教え合いながら楽しくブース運営をしていくうちに会員同士の結束が強まったと思います。我々実行委員会としても普段あまりお話しできなかった会員の方々と密に交流できる良い機会となりました。おかげで、2日間で延べ300名近い方にご協力いただき、無事に縁日ブースを成功させることができました。

今年は神社の550周年例大祭という節目の年で昨年を超える人数の多くのお客様が来ることも予想され、またさらに、事前に大雨の予報が出ていたので、特に食べ

物、飲み物類の発注に関して非常に頭を悩まされました。ただ、そこは長年お祭りに参加いただいている先輩方から、経験則に基づく適切なアドバイスをたくさん賜り、当日は過不足ない発注量で効率よくブース運営をすることができましたことは本当に良かったです。

9月19日（水）には反省会を開かせていただき、各ブースの責任者を中心に意見交換を行いました。反省点や、実行委員会に対する要望など活発に意見が出て、お祭りが終わったばかりだということにもう来年の準備が始まっているかのような、非常に有意義な反省会となりました。

また、反省会のあとに行われた打ち上げでは、将来の実行委員会を担う青年部の若手が自ら志願して、全員の前に出て挨拶する場面もあり、皆が今後のお祭りの活性化に期待が持てる時間になったと思います。

今後も北澤八幡例大祭がより素晴らしいお祭りになるようにしていきたいと思っておりますので、また来年もご協力のほどよろしく願いいたします。

（お祭り実行委員長 ^{あずま} 東 宏 樹）



午前中から大勢の人が訪れました



女性部会によるかき氷と飲み物のコーナー

「八幡様御鎮座 550 年」と3年に一度の「宮神輿渡御」とが重なり、これまでにない「記念となる節目の年」であった下北沢の総鎮守・北澤八幡神社の例大祭。

宮神輿の宮出しは9月2日(日)の午前6時半から行なわれたが、今年は宮神輿が初めて氏子町内を渡御する必見の年であった。

本年の大祭期間中、神楽殿ではさまざまな演目が終日披露され、また、同日の午後1時から、茶沢通り"代沢三差路"に全ての神輿が集結し、連合宮入り渡御執り行われた。



なつかしい金魚すくい



手つきと焼き加減がすべてプロ級の「焼きトウモロコシ」&「焼き鳥」



意見交換などを行なった反省会



慰労を兼ねて行なわれた反省会のあとの打上げ

◆愉快的な生活の創造と果敢な挑戦◆

☆リネンサプライ ☆クリーニング

利 株式会社 玉川繊維工業所

本社 東京都世田谷区松原 3-40-7
 パインフィールドビル 6階
 TEL 03(3327)1111(代表)

ネジの総合商社

- 樹脂付ユニポイント
- ドリルスクリュー
- タッピングスクリュー
- タッパタイト
- 特殊受注品

株式会社 **セガワ**

代表取締役会長 渡瀬 靖夫
 代表取締役社長 渡瀬 丈史
 〒155-0032 世田谷区代沢3-18-13
 ☎(3413)0560 FAX(3413)2429

公益事業委員会主催 働き方改革セミナー



講師：森 啓亮氏



講師：黒瀬 光庸氏



開催あいさつ
善養寺副会長



司会
鳥居副委員長



閉会あいさつ
山崎委員長

平成 30 年 10 月 5 日（金）18 時より、昭和信用金庫 烏山支店 3F しあわせプラザにて公益事業委員会主催「中小企業のための働き方改革（テレワーク）セミナー」が開かれた。

第 1 章では、「実践的なテレワーク導入のポイント」と題してパーソルプロセス & テクノロジー株式会社 森 啓亮氏による講演。第 2 章では「テレワークを実現する ICT 環境導入のコツ」と題して NTT 東日本東京事業部 ビジネスイノベーション部 黒瀬 光庸氏による講演が行なわれた。

テレワークとは、勤労形態の一種で、情報通信技術 (ICT) を活用し時間や場所の制約を受けずに、柔軟に働く形態をいうが、厚生労働省のホームページによると、「働き方改革」の目指すものとして、以下の様に述べられている。

我が国は、「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少」「育児や介護との両立など、働く方のニーズの多様化」などの状況に直面している。

こうした中、投資やイノベーションによる生産性向上とともに、就業機会の拡大や意欲・能力を存分に発揮できる環境を作ることが重要な課題になっている。

「働き方改革」は、この課題の解決のため、働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現し、働く方一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにすることを目指している。

また、中小企業のテレワーク化を実現するにあたって



は、2020 年を一つの目標として掲げており、東京都産業労働局では「働き方改革宣言企業」を募集したり、また厚生労働省・都道府県労働局ではテレワーク化に取り組んでいる企業に対して支援策を講じるなどの資料が配布された。

(テレワークの内容は 10 ページに記載)

明日への新情報通信システムを構築する。
情報通信・光ファイバー・CATV・設計施工・保守

三東電気工事株式会社

代表取締役 寺腰忠嘉

〒156-0044 世田谷区赤堤3-24-12

☎ (3325) 5630(代) FAX (3325) 5686

おなじみの サンケイグループです。

小泉機器工業株式会社

本部 / 〒183-0033 府中市分梅町4-2-4

☎ 042 (366) 7763 FAX 042 (366) 2427

【営業所】代田橋・中野・吉祥寺・府中・川崎・吉田・多摩・東京西・練馬・日野・相模原・厚木・大和・湘南・小田原・相模大野・秦野・藤沢・平塚

女性部会「第8回 税に関する絵はがきコンクール」選考会

平成30年10月17日に絵はがきコンクールの選考会が行われました。応募作品総数は北沢税務署管内18校、1031枚です。毎年の応募も作品もレベルアップしているため審査も時間をかけて、じっくりと見せて頂き、



公正に審査をしました。絵画専門家をも慮らせる作品もありました。

表彰式は11月28日16時より法人会館、大会議室にて行われます。

受賞作品は、次号ほうじん北沢に掲載しますので皆様お楽しみに。

1, 上位賞 7点：最優秀賞、北沢法人会会長賞、北沢税務署長賞、都税事

務所長賞、世田谷区長賞、選考委員長特別賞、北沢法人会女性部会長賞、
2, 優秀賞 10点、3, 入賞 50点
を選考させて頂きました。

『あしながPウォーク』募金報告

今年6月1日に開催された「あしながPウォーク」に皆様からたくさんのお寄付を頂きましてありがとうございました。今年度は60,000円を寄付させて頂き、そのお礼状と領収書が送られて参りましたのでご報告致します。

来年度もまた続けていきますので皆様のご協力よろしくお願い致します。



時事川柳を公募致します 第1回 ほうじん北沢川柳コンテスト

◆募集内容…「税金」をテーマとした自作未発表の「川柳」(五・七・五)の17音の短詩。風刺・滑稽が特色

◆締切…2018年11月30日(金)

◆賞…最優秀賞 1名(3,000円分ギフト券)
優秀賞 2名(1,000円分ギフト券)
佳作 10名(記念品)

◆応募方法…氏名・年齢・〒住所・電話番号をご記入のうえ、郵便もしくはファックスにて北沢法人会事務局宛にお送り下さい。なお、応募は1回につき2点までとさせていただきます。

◆審査員…北沢法人会広報委員会

◆結果発表…広報誌「ほうじん北沢」(当誌) 2019年1月号に掲載

◆入選作品の扱い…入選作品の著作権は主催者に帰属致します。

◆提出先・お問い合わせ

〒154-0022 東京都世田谷区梅丘1-43-1
公益社団法人北沢法人会「川柳コンテスト」係
TEL 03(5450)7121 FAX 03(5450)7122

法人会アンケート調査システム 新規登録 にご協力ください

法人会の各会員が回答者となったアンケートの調査結果がNHKなどの公共放送機関や新聞社、雑誌社などに活用されています。しかし、その内容の信頼性を高めるために誤差の範囲が一定以下に収まるとされる回答数1,000件以上の確保を目的として、これまで送信対象者数6,000件を目指して取り組み、28年度、29年度の2年間では1,000件以上の最低限の回答数を概ね確保出来ている状況で推移しております。

本年度はアンケートに対する単位会ごとの年間延べ回答数に準拠した①年間延べ回答数が多い単位会に対する支給 ②一定以上の回答率を確保し、年間延べ回答数が多い単位会に対する支給 の二つの支援金の制度が設けられました。年間で1～20位までの単位会に支援金が支給されますので、当会でも支援金の入手を目指して頑張っていきたいと思っております。

右ページの「新規登録方法」を参照の上、是非ご登録下さい。

アンケート調査システムの活用状況と新規登録をふやす理由

システムの活用状況は？



景況感をはじめ法人会活動に対する意見収集など、月1～2件のペースで調査をしています。

最近は、多くの企業の意見を容易に収集できる有効なシステムとして、行政や大学等の外部機関がこのシステムに注目するようになりました。すでにこれらの外部機関とタイアップした調査も実施しています。



どうして新規登録をふやす必要があるの？



アンケート結果の信頼性をさらに高められれば、マスコミに取り上げられる可能性も高まり、法人会の認知度向上に大いに役立つものと考えられます。そのため新規登録を増やすとともに回答数のアップをめざしています。

また、登録数が増えれば県連や単位会で独自にアンケートを実施することも可能です。

*平成28年7月現在、アンケート送信対象は約4000名、回答数は約1200件です。



外部機関とタイアップして実施した主な調査 * ()内は外部機関、実施年月

自主点検チェックシートの活用状況 (国税庁、H26/10)

帳簿書類の保存状況 (国税庁、H26/8)

がん検診意識調査 (東京都、H25/12)

事業承継 (慶応大学大学院、H25/10)

法人会は、国内企業の約80万社が加入する大きな団体です。これまで60年以上の長きにわたり、税知識の普及、納税意識の高揚など、一貫して「税」を中心とした活動を展開し、国と地域の発展に貢献してまいりました。

このようななか、全法連は会員企業の声を広く集めるツールとして、法人会アンケート調査システムを平成22年に創設しました。

システム創設以降、法人会活動の発展と法人会の社会的な認知度向上につなげるため、各種テーマによる調査を実施し、その結果を法人会内外に公表してきました。

平成26年4月には、システムをリニューアルし、アンケート結果をメールでお知らせするなどの機能を改善したところです。

今後このシステムをさらに有効活用すべく、全法連では、まだシステムへの登録がお済でない会員のみなさまに新規登録をお勧めしています。

つきましては、未登録の方はこの機会にぜひご登録いただきますようお願い申し上げます。



法人会アンケート調査システム 新規登録方法



- 登録資格は「会員企業に所属する方または個人会員」に限ります。
- 登録するメールアドレスは、会社の代表アドレス等、できるかぎり組織上のアドレスでご登録願います（メール未達先発生防止のため）。

1

登録したいメールアドレスが使えるパソコン等から、ウェブで「法人会」を検索します。（登録時に同意確認等があるため、本人様ご自身でお手続き願います）



2

検索結果から「全国法人会総連合」をクリックし、全法連のホームページを表示します。そして「法人会アンケート調査システム」のバナーをクリックします（右図）。



3

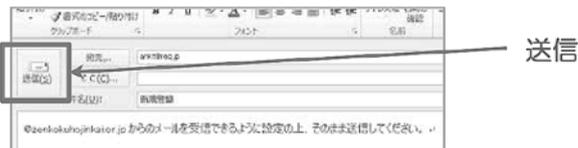
法人会アンケート調査システムの画面に遷移したら、各種手続きの「新規登録」をクリックします。



参考/すでに登録している方でメールアドレス等を変更される場合はこちらから手続きをしてください。

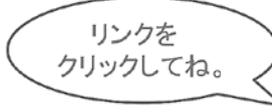
4

メール送信画面が表示されますので、そのまま送信します。ただし、迷惑メール等の受信拒否設定をしている場合は、@zenkokuhojinkai.or.jpからのメールを受信できるように設定してから送信してください。



5

すぐにメールが返信されますので開封し、本文中のリンクをクリックします。



6

入力画面が開きますので、画面の指示に沿ってご自身の情報を登録します。最後まで入力し、登録完了の旨メールが届いたら終了です。

ご注意/すでに登録済のアドレスは新規登録できません。なお、平成26年3月以前に登録済の方は上記③の「登録情報の確認・変更」からご自身の登録情報を更新願います（更新後、アンケートの送信を再開します）。

アンケートを受信されました、ご回答にご協力いただきますようお願いいたします。

2か月に1～2回の頻度でアンケートを実施しておりますので、受信後はお回答をお願いいたします。
なお、アンケートの内容によっては、事業所の代表者やご担当者等からご回答いただきたい場合があります。メール受信者と回答者が異なる場合は、右図の手順でご回答ください。



テレワークについて（『働き方改革セミナー』関連記事）

テレワーク（Telework）とは、情報通信技術（ICT）を活用し時間や場所の制約を受けずに、柔軟に働く形態をいう。「Tele = 離れた所」と「Work = 働く」をあわせた造語。また、テレワークで働く人をテレワーカーと呼ぶ。

◇テレワークの特徴：「職場など一定の場所に縛られずにどこでも仕事ができる」ことである。そして職場以外で仕事ができるということは、労働時間の管理・把握が困難となり、必然的に「労働時間の不可視化」が起こる。そのため、管理困難に対応すべく労働者に一定の裁量権を与えて決められたノルマをこなす、というように「テレワーカーに一定の裁量権が与えられる」ことになる。

◇テレワークの利点：テレワークにはいくつもの利点があると評価され、世界各国にテレワークの研究や普及促進する団体が存在する。日本政府は、テレワークには交通渋滞や大気汚染（在宅勤務者が増えることによる交通機関利用者の減少）などの都市問題や地域活性化（サテライト・オフィスの活用、通勤が無くなればどこでも住めるので地方へ人が移住する）、少子化、高齢化など（在宅時間が増えることによる子育て、介護時間の増加）の社会問題解決の手段として有効であると期待し、推進している。またパンデミック対策の一つでもある。留意点としては、これらの利点は従前通勤勤務であった労働者が在宅勤務へと変わることにより期待されるという点である。また、経営者には経費削減（通

勤労働者の減少によるオフィスの縮小）、労働者には労働の裁量権が得られる、非雇用型の場合は自分の都合にあわせて働けるなどの利点があるとされる。

◇テレワークの問題点：一方で、テレワークには問題点も指摘されている。

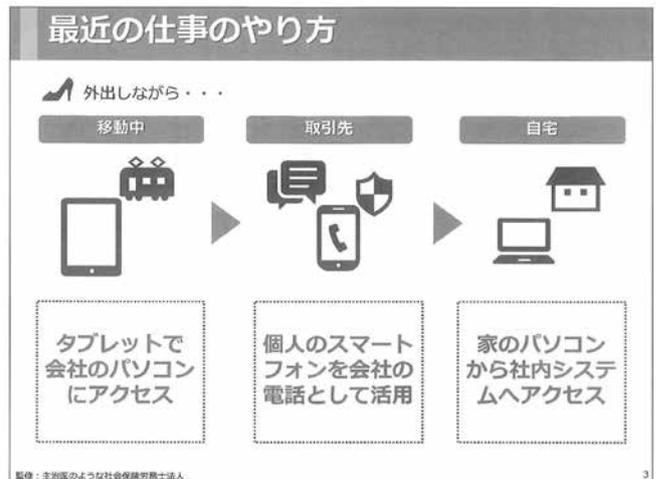
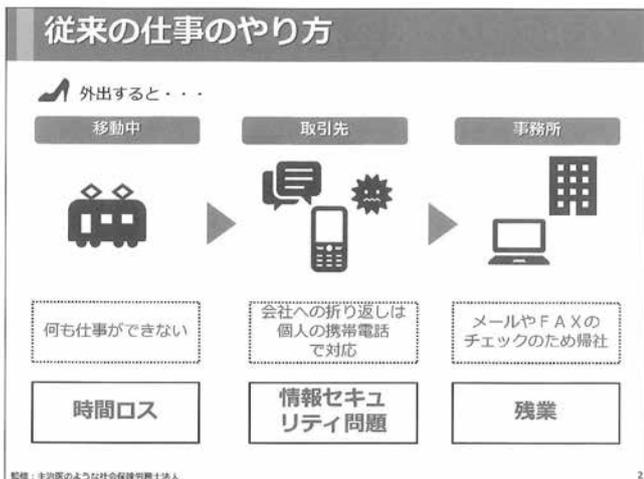
すべてのテレワークに共通することとして、労働時間が長期化しやすい傾向がある。「どこでも仕事ができる」は、「どこでも仕事をしなければならない」に容易に置き換わる。また、テレワーカーに裁量権があるといってもそれは限定的なもので、テレワーカーにはノルマ（仕事量）を決める権限は無く、ノルマは勤め先など外部が決定している。特徴の節で述べたとおり、労働時間が見えないため外部が決定する仕事量と労働時間とのバランスが難しく、「このくらいできるよね」と外部がノルマを課せばテレワーカーはこなさなければならない。そして裁量労働制という名前の元に、テレワーカーは「自分が仕事をコントロールしており、ノルマをこなせないのは自分のせいだ」として、ノルマをこなすためについつい労働時間を延ばしていく。しかもこの延びた時間をテレワーカーは「労働時間として認識しない」傾向にあるという。この労働時間の長期化は、特に仕事の単価が安い請負が多い在宅ワーク型において時給の低額化を招きやすい。

収入面では、雇用型については一定の収入が保証され、額も多い。しかし、在宅ワーク型はCG・ホームページの作成な

どの技能を必要とする仕事であればまだ収入が多いが、データ入力、アドレス収集といった技能を必要とされない（とみられる）仕事の場合、請負制で最低賃金が適用されず単価は恐ろしく安くなり、一方で作業時間が長くなった結果、「結果として時給100円だった」といった事態が容易に起こりうる。ごく一部を除けば、「収入額も時給もパートの方がよほどマシ」といった状況にある。

次に、特に政府が期待する通勤労働者から在宅勤務型への振り替えの増加は、現状では厳しいという。企業にとって、通勤労働者の在宅勤務型への変更は労務管理が難しくなるという問題点を抱える。まず労働時間の管理が難しくなるため、在宅勤務を導入している企業においては、「〇時から〇時までには仕事をしろ」といったように、時間拘束が厳しい事例がある。また企業の大多数は労働者をみることにより評価する方法を導入しており（特に事務職においてノルマ設定による評価方法は導入しづらい）、テレワークは仕事ぶりがみえづらく評価が難しくなる。

一方、モバイルワーク型の導入は企業にとってオフィス縮小によるコスト削減、営業職が顧客に関わる時間が多くなることによる顧客満足度の上昇などの利点があるが、労働者はバックヤード縮小による事務作業など労働量の増加、他者との関わりが希薄化することによるロールモデルの消失、勤め先への忠誠心の低下などが起こりうる。



配布された資料の内容の一部

～働き方改革関連法① 年次有給休暇の付与義務（労基法）～

今回は、前回に引き続き、6月29日に成立した働き方改革関連法の中から、来年（2019年）4月よりすべての企業で適用になり、義務化される「年次有給休暇の確実付与義務」について、説明をしていきます。

今回の改正は、中小企業へ適用に関して経過措置が設けられているものが多いのですが、「使用者による年次有給休暇の確実付与義務」については、中小企業へ猶予なしに適用になります。法の施行まで、あと半年しかございませんので、就業規則の改正等も含め、早めの対応が必要になってきます。

1. 付与義務の日数と対象者

施行 2019年4月1日～（中小企業の経過措置なし）
労働基準法第39条に追加。

違反した場合は、罰則（30万円以下）の適用あり。

使用者は、10日以上年次有給休暇が付与されるすべての労働者に対して、毎年5日、時季を指定して年次有給休暇を与えなくてはなりません。正社員やフルタイムのパートの場合は、入社後6か月経過した最初の付与より、毎年5日の年次有給休暇を取得させる必要が出てきます。

年次有給休暇の付与日数が10以上の労働者が対象になりますので、パート・アルバイトでも対象者（例：週3日勤務で勤続年数5年6か月以上・週4日勤務で勤続年数3年6か月以上の労働者）は出てきますので注意が必要です。なお、付与日数が10日未満のパート・アルバイトには、付与義務は発生しません。

1 年次有給休暇の付与日数

(1) 通常の労働者の付与日数

継続勤務年数	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上
付与日数	10	11	12	14	16	18	20

(2) 週所定労働日数が4日以下かつ週所定労働時間が30時間未満の労働者の付与日数

週所定労働日数	1年間の所定労働日数*	継続勤務年数							
		0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上	
付与日数	4日	169日～216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	16日
	3日	121日～168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
	2日	73日～120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
	1日	48日～72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

* 年数以外の期間によって労働日数が定められている場合

引用元：厚生労働省 | 年次有給休暇の付与日数は法律で決まっています

2. 付与しなければならない期間

労働者ごとに10日以上新たに付与された時から1年間に5日の年次有給休暇を確実に付与しなければなりません。

だれが何日年次有給休暇を消化しているか把握する必要があります。また、年次有給休暇の管理簿の作成も義務化されますので、今まで年次有給休暇の管理が十分にできていない企業に関しては、個別の管理簿の作成と適正な運用が必要になります。

対応策のひとつに、「年次有給休暇の計画的付与制度」の導入があります。年次有給休暇のうち5日を超える分について、労使協定を締結することで、会社が計画的に取得させることができるようになります。例えば、夏季休暇や年末年始休暇を計画的付与の対象日とすることで、業務への支障が少ない時期に取得させることができます。また、労働者ごとの厳密な個別管理の必要がなくなります。

3. 取得させるための整備

すでに、5日以上年次有給休暇付与が十分になされている企業に関しては、特別な対策を急ぐ必要はなく、適正な管理をしていくことで対応は足りると思われれます。しかし、今まで年次有給休暇を十分に取得させられていないと思われる企業は、まず、全労働者の有給休暇の付与基準日・付与日数・取得日数・残日数の把握することから始め、必要に応じ、年次有給休暇の計画的付与制度の導入など、どのように年次有給休暇を付与していくかを検討してみることをお勧めいたします。

労働者の中には、年次有給休暇の取得に抵抗がある者がいたり、また、職場全体でだれも年次有給休暇を取得していないなど休みづらい雰囲気があることも多く見受けられます。取得促進のために、労働者が使いやすい制度の導入の検討も必要かと思われれます。

近年では、アニバーサリー休暇やボランティア休暇などユニークなネーミングの休暇制度を導入している企業も多くみられますので、参考にはいかがでしょうか。

今回は、「罰則付きの時間外労働の上限規制」についての説明をさせていただく予定です。先日公表になりました「36協定届の新様式」についても説明させていただきます。

◆会社の人事・労務管理ご相談ください◆

大竹労務マネジメント事務所

社会保険労務士 大竹 謙一

世田谷区給田 3-34-7-203 TEL:03-6671-2878

ご相談は、ホームページからお受け致します。

URL: www.o-roumu.jp

心のこもったセレモニーのご提案

村上葬祭

葬祭事業 一般家庭葬・社葬・団体葬などの企画運営
販売事業 仏壇・仏具販売・各種ギフト取扱

株式会社ムラカミ

murakami

156-0051 世田谷区宮坂3-28-2
TEL03-3429-4874 FAX03-3420-7705
http://www.murakami-sousai.co.jp/

財政健全化目標の早期達成と、 中小企業向け税制措置を拡充し、真の経済再生を!

法人会の「平成31年度税制改正に関する提言」が、9月20日の公益財団法人全国法人会総連合（以下「全法連」）の理事会でまとまった。

同提言は、会員企業からの要望意見、税制改正に関するアンケートなどをもとに税制委員会の審議を経て、取りまとめられたもので、「税・財政改革のあり方」「経済活性化と中小企業対策」「地方のあり方」「震災復興」などからなっている。

全法連では、全国80万会員の声として、財務省、総務省、中小企業庁、自民党、公明党および国会議員などに対して実現を求めて要望活動を行っている。

さらに、全国41都道県連および440単位会でも、地元選出の国会議員、地方自治体の首長、議長あて広汎な要望活動を行っている。提言（要約）は次のとおり。

I 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

○消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。税率引き上げによる悪影響を緩和する等の経済環境整備は必要であるが、バラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。

○政府は、2016年度から18年度の3年間を集中改革期間と位置づけ、政策経費の増加額を1.6兆円（社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円）程度に抑制する目安を示し、達成した。2019年度から21年度の基盤強化期間についても、社会保障費の増加額を抑制する目安を示し、改革に取り組む必要がある。

○財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

○消費税についてはこれまで主張してきたとおり、税率10%程度までは単一税率が望ましいが、政府は税率10%引き上げ時に軽減税率制度を導入する予定としている。仮に軽減税率制度を導入するのであれば、これによる減収分について安定的な恒久財源を確保すべきである。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

○社会保障分野では「団塊の世代」がすべて後期高齢者となり、医療と介護の給付費増が見込まれる「2025年問題」が横たわっている。適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によ

て可能な限り抑制しないと、社会保障制度が立ち行かなくなる。とりわけ、急増が見込まれる医療、介護分野に切り込んでいくことが極めて重要である。

○少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるように、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。なお、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

3. 行政改革の徹底

○「行革の徹底」が消費税引き上げの前提となった経緯を改めて想起すれば、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならない。

○国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制を強く求める。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

○消費税率10%への引き上げと同時に軽減税率が導入されることになっているが、これは事業者の負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多く、10%程度までは単一税率が望ましいことを改めて表明したい。

○軽減税率を導入するのであれば、国は国民や事業者に対して制度の周知を行い、混乱が生じないように努める必要がある。また、システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

II 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率について

○法人実効税率は平成28年度税制改正で「20%台」が実現し、今年度は29.74%となっている。トランプ米政権の税制改革では大幅な引き下げが行われたが、その米国と比べてもほぼ同じ水準といえる。このため、国際競争力強化などの観点から、今般の法人実効税率引き下げの効果等を見極めつつ、さらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

○中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置ではなく、本則化する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。
○租税特別措置については、税の公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものと適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要があるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。なお、中小企業投資促進税制の適用期限が平成31年3月31日までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。

- ①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。
- ②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃する。

3. 事業承継税制の拡充

○我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。その中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。今年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要である。

(1)事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

・事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2)相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実

・平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

- ①猶予制度ではなく免除制度に改めるとともに、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を

緩和するなど配慮すべきである。

- ②特例制度を適用するためには、5年以内に「特例承継計画」を提出する必要があるが、この制度を踏まえてこれから事業承継の検討(後継者の選任等)を始める企業にとっては時間的な余裕がないこと等が懸念される。このため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

III 地方のあり方

○国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権化は地方の活性化にとっても極めて重要である。ただ、その際に不可欠なことは地方の自立・自助の精神であることを改めて強調しておきたい。地方創生戦略もこれを基本理念とすべきである。

○「ふるさと納税制度」にみられる返礼品競争のような手法は、あまりに安直であり、真の地方活性化につながらない。納税先を納税者の出身自治体に限定するなど、「ふるさと納税」本来の趣旨に沿った見直しが必要である。

○地方交付税は国が地方の財源不足を保障する機能を有していることから、地方の財政規律を歪めているとの指摘が多く、その改革は「骨太の方針」でも求められてきた経緯がある。地方は国に頼るだけではなく、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していく必要がある。

IV 震災復興

○東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間(平成28年度～32年度)」も3年目に入っているが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

V その他

○税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとはいいがたい。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

提言の全文は「全法連ホームページ」でご覧いただけます。

<http://www.zenkokuhojinkai.or.jp/>

— 東京法人会連合会 —

前回は、非上場会社の自社株を評価する方法の概要について述べました。

今回は、その自社株の評価方法の中でも、規模の大きい会社により大きな比重で適用される「類似業者比準価額方式」について見ていきます。類似業種比準方式は、上場企業等の株価を元に、その上場企業等と自社の経営成績を比較する方式です。そして、その経営成績は「配当金額」「利益金額」「純資産価額（帳簿価額）」の3要素で比較します。

この類似業種比準価額方式は、次の算式で求めます。⇒《算式1》

さて、この表をみてもピンと来ないと思いますので、具体例を使ってみることにします。⇒《算式2》

では、解説をしていきます。

あなたの会社の属する類似業種の上場企業の平均株価は、1,000円です。

そこで、その業種の上場企業の経営数値を調べてみると、次のとおりでした、

B(配当):10円、C(利益):30円、D(純資産):400円

次に、あなたの会社の経営数値は以下となっています。

b(配当):20円、c(利益):60円、d(純資産):200円

そこで、類似業種の経営数値とあなたの会社の経営数値を比較します。

まずは配当です。類似業種（上場企業）は、資本金50円に対して10円の配当をしています。一方、あなたの会社はそれを上回る20円の配当をしています。

つまり、20円÷10円=2.0倍の配当をしていますので、あなたの会社の方が経営比較数値は2.0倍ほど良いこととなりますね。

次は、利益です。類似業種（上場企業）は、資本金50円に対して30円の利益をだしています。一方、あなたの会社はそれを上回る60円の利益を出しています。つまり、20円÷10円=2.0倍の利益をだしていますので、あなたの会社の方が経営比較数値も2.0倍ほど良いこととなります。

最後は、純資産です（ちなみにこの純資産は、前回みましたように帳簿上の純資産ですので、資産の含み益の影響は受けません）。類似業種は資本金50円に対して400円の純資産を有しています。一方、あなたの会社は好調ですが、類似業種（上場企業）ほどの純資産の厚みはありません。つまり、200円÷400円=0.5倍となり、これはあなたの会社の経営比較数値を引き下げることとなります。

このようにして算出した数値を加重平均すると、

$$(2.0+2.0+0.5) \div 3 = 1.5 \text{ となります。}$$

これは、あなたの会社の方が、類似業種（上場企業）よりも1.5倍も経営比較数値が良い事になります。そこで、あなたの会社の株価は類似業種株価1,000円×1.5=1,500円と求まります。しかし、あなたの会社は上場していません。つまり、上場企業の株価と経営比較をして1,500円と求まりましたが、やはり上場企業と比較するとどうしても経営が脆弱な部分があることは確かです。そこで、そのあたりを斟酌して、斟酌率を乗じて計算します。

この事例では、あなたの会社は、非上場会社の中で比較的規模の大きい大会社に該当しますので、その斟酌率

右ページへ

《算式1》

$$\text{株価} = A \times \frac{\frac{b}{B} + \frac{c}{C} + \frac{d}{D}}{3} \times \text{斟酌率}$$

小会社	0.5
中会社	0.6
大会社	0.7

- (注) A~類似業種の株価
 B~類似業種の配当 b~対象企業の配当
 C~類似業種の利益 c~対象企業の利益
 D~類似業種の純資産 d~対象企業の純資産

《算式2》

◇設例研究

以下の資料をもとにあなたの会社の類似業種比準株価を求めなさい。

(資料)

1 類似業種の株価 A~1,000円

2 配当・利益・純資産に関する事項

	類似業種	あなたの会社	
配 当	B~ 10円	b~ 20円	(資本金50円に対する配当金)
利 益	C~ 30円	c~ 60円	(資本金50円に対する利益)
純資産	D~400円	d~200円	(資本金50円に対する純資産)

3 あなたの会社の会社規模は大会社に該当する。

$$1,000円 \times \frac{\frac{20円}{10円} + \frac{60円}{30円} + \frac{200円}{400円}}{3} \times \text{斟酌率}0.7$$

$$\downarrow$$

$$1,000円 \times \frac{2.0+2.0 \times 3+0.5}{3} \quad (\text{経営比較数値:1.5}) \times \text{斟酌率}0.7=1,050円$$

本日は、個人商店を営んでいるAさんからのご相談です。

<Aさんの相談内容>

私は、雑貨の個人商店を営んでいます。最近、インターネットを通じて、商品の受注を受けるようになりました。お客様は、商店のホームページ上に掲載された雑貨の写真を見て、商品の発注をする仕組みになっています。時たま、お客様から①「思っていたものと雰囲気異なるので、商品を返却するから返金してほしい」②「色味が実物を見てみるとホームページ上で見たものと印象異なるので、商品を返却するから返金してほしい」というご要望があります。このようなご要望には応じなければならないものなのでしょうか。

<Aさんの相談に対する回答>

(1)質問1について

1、民法の規定(民法95条)では、契約を取り交わした当事者に、意思表示に要素の錯誤があった場合(平たく言うと、

法律行為の重要な部分に錯誤)には契約の無効を主張することができるが規定されています。

Aさんの商店の場合、お客様は、ホームページ上に掲載された商品の情報を見て商品を購入しています。ホームページ上に掲載された写真を見て商品を購入した場合は、実際に商品を手にとって見ていないわけですから、後で実物を見てみて、雰囲気や色の印象が異なることがあることはままあることです。そのようなリスクをお客様は理解した上で商品を購入するのが常です。したがって、思っていたものと商品の雰囲気や色の印象が異なる、という理由だけでは、意思表示に要素の錯誤があったとはいえません。そのため、通常は、お客様は「錯誤があったから売買契約が無効です。」という主張を言うことはできません。

2、もっとも、(i)ホームページ上に掲載されていた商品の写真に画像修正ソフトなどを使い、実物とあまりにも異なる印象を与える写真を使っていた場合や、(ii)商品の大きさ、寸法、色味等について誤解をさせるような写真を用いていた場合などには、お客様は、要素の錯誤がある状態で商品を購入したと主張することができる場合もあります。

今後、お客様との無用なトラブルを避けるためにも、商品の写真をホームページ上に掲載する場合には、過度な写真の修正を控えたり、場合によってはどのようなシチュエーションで撮影した写真であるかを注記するのが良いでしょう。

法人・個人の法律問題をサポート致します

世田谷綜合法律事務所
所長 弁護士 井上 侑

<お問い合わせ先>

〒155-0031 東京都世田谷区北沢2-23-13
伊達ビル4F

TEL : 03-5779-8228

(平日10:00~17:30 土・日・祝日を除く)



左ページより

0.7 を乗じて、1,500 円×0.7 = 1,050 円と株価が算出されます。

では、留意点です。この類似業種比準価額方式は、上場企業との経営比較により株価を算出する方法です。したがって、あなたの会社の経営成績及び財政状態により株価は変動します。同時に、類似業種(上場企業)の株価の変動によっても、株価は変動します。

なお、斟酌率を乗じているのは、非上場会社(上場企業よりも経営基盤が弱いであろう)の株価算定の際に、経営基盤が安定している上場企業の株価とストレートに比較することには合理性がないため、斟酌率(大会社:0.7、中会社:0.6、小会社:0.5)を乗じることで株価を安くしています。なお、配当の数値は直前期と直前々期の平

均値を、利益の数値は法人税法上の課税所得(別表4)の直前1年間か2年間平均のいずれか低い方を、純資産価額は資本金等の額と利益積立金の合計額(別表5(1)の資本金等の額)を、それぞれ用いて計算します。

では、次回は、純資産価額方式についてみていくことにします。

□ **東京税理士会・北沢支部の紹介**: 私たち税理士は、税務の専門家として納税者の皆様のお役に立てるよう日々邁進しております。何か税務のことでお困りの際は、東京税理士会北沢支部までお気軽にご相談下さい。

東京税理士会北沢支部

東京都世田谷区松原6-1-10 アイリンマンション3B
電話: 03(3322)7894 FAX: 03(3323)3571
mail: kitazawa-shibu@zeirisi-kitazawa.org

□ 執筆者の紹介

- ・ 税理士: 川辺 洋二
- ・ 事務所所在地: 世田谷区代田5-34-8 カーサ下北沢103
- ・ 電話番号: 03(5433)8380
- ・ 主な著作: 「コストダウンのための原価のしくみ(日本能率協会)」他
- ・ 主な講演先: 早稲田大学、日本FP協会
- ・ 事務所ホームページ: <http://kawabe-kaikei.com/>



北沢税務署からのお知らせ

平成30年分 年末調整等説明会の開催のお知らせ

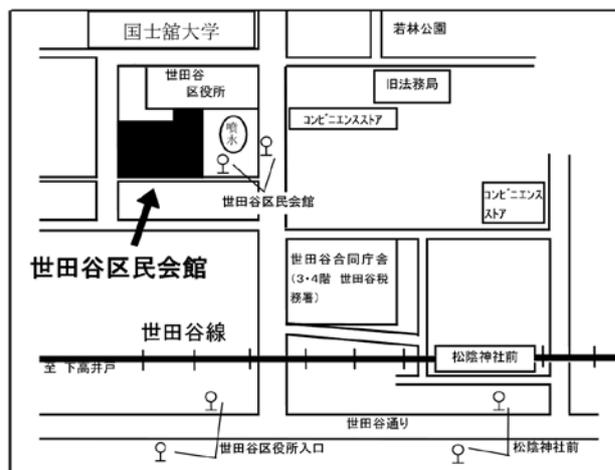
開催日	開催時間	説明会会場	対象地域(注)
11月14日(水)	用紙配布 13時00分～13時30分 説明会 13時30分～16時00分	世田谷区民会館	梅丘・大原・北沢・経堂・ 豪徳寺・代沢・代田・羽根木・ 松原・宮坂 (いずれか都合のよい日)
11月15日(木)	用紙配布 9時30分～10時00分 説明会 10時00分～12時30分		
11月20日(火)	用紙配布 13時00分～13時30分 説明会 13時30分～16時00分	烏山区民会館 (ホール)	赤堤・粕谷・上北沢・北烏山・ 給田・桜上水・千歳台・ 八幡山・船橋・南烏山

(注)対象地域の説明会に出席できない場合には、他の地域の説明会に出席されても差し支えありません。

- 説明会、源泉所得税関係についての問合せ
… 北沢税務署 法人課税第2部門(源泉所得税担当) 03-3322-3271 内線 522・523
- 用紙請求、法定調書関係についての問合せ
… 北沢税務署 管理運営部門 03-3322-3271 内線 344
- 用紙請求(区役所関係)、給与支払報告書及び住民税特別徴収についての問合せ
… 世田谷区役所 課税課 03-5432-1111 (代表) <http://www.city.setagaya.lg.jp/>



烏山区民会館
(世田谷区南烏山 6-2-19)



世田谷区民会館
(世田谷区世田谷 4-21-27)

※どちらの会場にも駐車場がありませんので、ご来場の際は公共の交通機関等をご利用下さい。

税金八先生
教えて！
ぜいぎんばちせんせい



皆さん、こんにちは。今年もあと少しとなりましたね。皆さんはこの1年、有意義に過ごせましたでしょうか。今年最後の授業となります。皆さん、ちょっと早いですが良いお年を！

Let's try!

第1問 不動産を贈与した場合、贈与契約書にはいくらの印紙税が課されるでしょうか？

- ①課されない ②200円 ③不動産の時価に応じた額

第2問 消費税は資産の譲渡等に対して課税されます。次のうち消費税が課税される取引はどれでしょう？

- ①利益の配当 ②宝くじの当選金の支払い ③代物弁済

*答えは22ページに掲載

代沢・代田支部 公開税務研修会



講師：(株)サンクス
高橋信義氏

平成 30 年 8 月 21 日、北沢法人会館にて 25 名の参加者で今年度第 1 回目の税務研修会を開催しました。

今回は相続診断士でもある高橋信義氏（株）サンクス 代表取締役）が講師となり、『知られざる戦国時代の家督相続 ～森厳寺の秘密～』をテーマに熱弁をふるって下さいました。

森厳寺は皆様ご存知と思いますが、徳川家康の次男、秀康の位牌所として 1608 年に建立されたお寺であることをご存じでしょうか。建物には三葉葵の紋章が掲げられています。秀康は豊臣家に人質として養子に出され、後に秀吉の命で結城家に養子に出され、結城秀康として 34 歳

で病没しました。

戒名は浄光院殿前森巖道慰運正大居士。長男、信康が切腹させられたので、本来は次男である秀康が徳川家を継ぐべきでしたが、奥女中の子であったとか豊臣家の養子という過去があること等から家督相続できず、三男の秀忠が徳川 2 代となりました。身近な場所にも奥深い歴史があることを知ることができ、興味深かったです。

古くは家督相続、その後は長男が相続する制度でしたが、第 2 次大戦後には夫人にも相続権が与えられ、相続制度は変わってきました。相続税は富の再分配を目的として導入されましたが、実は日露戦争の戦費調達が目当てだったということも知りました。

森厳寺の幼稚園に通っていたという飯野会長のご挨拶で閉会となりました。

（代沢・代田支部 副支部長 斎藤方子）

三井美穂子世田谷区議長 就任祝い

平成 30 年 8 月 23 日 三軒茶屋のスカイキャロットレストランで「三井みほご議長就任祝い」が開催されました。

この会には中川環境大臣をはじめ自民党の国会議員、都議会議員など多数のご来賓とともに、世田谷区の各種団体の役員など約 350 名が集い、お祝いの会が開催されました。

三井美穂子氏（梅丘支部）は平成 30 年 5 月 18 日世田谷区ではじめての女性議長に就任されました。三井氏は区民の皆様の声や区政に反映させ、誰もが安心して暮らせるまちの実現に向け、区政の課題解決に日々、全力で取り組んでいくとの決意を表明されました。

今後の議長としてのご活躍をお祈り申し上げます。

（副会長 広瀬 淡）



「賢者の名言」CM 収録

平成 30 年 10 月 4 日 虎ノ門にある FM 東京のスタジオで、AIG 損保提供の「賢者の名言」の収録が行われました。

この番組は、偉大なる先人が遺した古今東西の名言を毎朝一つずつ紹介する、言葉のサプリ。経営者の皆さまが一日の準備を始める早朝の時間帯に、名言を魚住りえアナウンサーが毎朝お届けしております。

法人会の会員企業が日替わり CM で、法人会での取り組みや自社の魅力を紹介する CM に出演させていただくことになり、その収録を行いました。

なおこの放送は 11 月 20 日頃 5:55～6:00 に放送される予定です。少しでも北沢法人会の宣伝になればとの思いで出演させていただきました。

（副会長 広瀬 淡）



千歳台・船橋支部 第2回 公開税務研修会



平成30年9月21日18時より世田谷カルチャーパビリオンにて雨で寒い中でしたが、たくさんの方にお集りいただき税務研修会を開催いたしました。

税務署から法人課税第一部門 工藤統括官と池田上席を招き、講師を池田上席に御願いしまして主に軽減税率について、手書きのイラストを使いながら解りやすい説明



講師：北沢税務署 池田上席



春風亭柳好師匠

でクイズ方式で楽しく学ぶことが出来ました。有難うございました。

その後、食事をすませ春風亭柳好師匠の落語を聞き笑顔で終わることが出来ました。

皆様、誠に有難うございました。

(千歳台・船橋支部 支部長 目黒啓三)

千歳台・船橋支部 ちとふな盆踊り



平成30年8月19日(日)に2時半位から準備の為に会場に集まり、盆踊りは5時から始まりました。私は自分の引っ越しで疲れきっていたのですが、人手が少ないと聞き、新しく法人会に入って下さった友人にも声をかけ一緒に手伝うことにしました。まずは「税金クイズ」を手伝いましたが、そのうち生ビールの販売も始まり、そちらを手伝う事になりました。

いつもでしたら浴衣を着て盆踊りを少し踊ってと思うのですが、今回は忙しくそれどころではありませんでした。年々賑やかに人人人で、昨年よりまた増えた感じです。嬉しかったのは、友人達が顔を出してくれた事です。中でもオーストラリアの友達が家族で来てくれて話も出来たし、生ビール等も何杯か買ってくれたり、踊りの輪にも入ってくれたりしたことでした。その友人は日本語も流暢で普通の会話には困りませんし、浴衣や盆踊り日本



文化に興味津々なのです。

用意した材料が少なかったのか、早めに材料がなくなり焼鳥も終わり、綿あめだけが最後まで頑張りました。友人達も「税金クイズ」を一生懸命手伝ってくれ、何とか終わることができました。疲れましたが、腰も痛くなりましたが、楽しく盆踊りを終わることが出来ました。

(千歳台・船橋支部 副支部長 黒川節子)

エースの作業用手袋
機械☆建設☆配線☆防災☆アウトドア

 小野商事株式会社

代表取締役 小野 俊英

〒156-0043 世田谷区松原1-38-6

☎3322-5111(代) FAX3324-0005

明大前支部 公開税務研修会



坂本 支部長



講師:山田 稔幸氏

平成 30 年 10 月 2 日(火)、昭和信用金庫明大前支店会議室にて税務研修会を開催しました。

当支部副支部長で税理士の山田稔幸氏により、『相続分野における民法の改正』～40年ぶりの大改正～と題して、いつもながらの山田氏が作成して配布した詳細な内容をもとに、研修会が進められました。

高齢化社会となった現在とこれからを見据えた相続分野における法改正が昨今なされましたが、これから益々進んで行く高齢化社会の様々な問題点をも浮き彫りにした感があり、今の日本では避けて通れない事なのだと感じさせられました。

以上のような内容で真剣に聞き入っていた研修会のあとは、近隣の「タヴェルナバッカ」というイタリアンのお店にて懇親会が行なわれ、その会場にてビジネス交流会や自己紹介などが行われ、初参加の会員さんも多く見受



「タヴェルナバッカ」にて行なわれた懇親会にて

研修内容 (資料目次)

1. 配偶者居住権の創設
 - (1) 配偶者居住権(長期居住権)、(2) 配偶者短期居住権
2. 遺言制度の改正
 - (1) 自筆証書遺言の方式緩和、(2) 自筆証書遺言の保管制度
3. 遺留分制度の改正
 - (1) 遺留分侵害額請求権、(2) 遺留分算定の改正 (相続人に対する生前贈与の範囲について)
4. 遺産分割制度の改正
5. 債権者との関係の明確化
6. 特別の寄与制度の創設

けられた大変充実した支部の研修会となりました。

(明大前支部 副支部長 塩原 孝夫)

新入会員紹介

うすだ内科クリニック

《明大前支部》

院長の臼田和弘(うすだかずひろ)と申します。長年、日本医科大学付属病院の神経・脳血管内科で、脳神経内科と内科全般の研鑽、診療、教育、研究を行って参りました。

日常生活でよく遭遇する「頭痛」、高齢化社会にともない増加する「認知症」「脳卒中」、ふるえや動作緩慢がみられる「パーキンソン病」、発作を繰り返す「てんかん」など専門分野である脳神経内科疾患とともに、「高血圧」「脂質異常症」「糖尿病」など生活習慣病や内科疾患全般を広く診療させていただき、かかりつけ医として地域の皆様が心身ともに健康になることを目指し、世田谷区の京王線・井の頭線明大前駅に間近な松原で、2018年4月9日に、うすだ内科クリニックを開院いたしました。

身体に不調を感じた時、健康診断の結果が気になった時、何かお困りのことがありましたら、「ちょっと様子を見てみよう」「たぶん大丈夫だ」と思わずに、早めに診察を受けていただければと思います。些細なことでも結構ですので、お気軽にご相談ください。患者様に寄り添う気持ちを大切に、安心していただける、より良い医療を提供いたしますので、何卒、宜しくお願いいたします。



院長：臼田和弘
 診療科目：内科、脳神経内科
 休診日：水曜・土曜午後・日曜・祝日
 住所：世田谷区松原2-29-1
 プランテラス松原201
 予約・問合せ：TEL.03-3323-7707

*文章・写真ともホームページより

給田・北烏山支部 移動研修会

平成30年9月18日(火) 給田・北烏山支部恒例の現地集合・現地解散での移動研修会を実施しました。

今回は、朝日新聞東京本社工場見学と10月には豊洲市場に移転となる築地市場近辺の散策を企画し、午後12時30分大江戸線「築地市場駅」改札口集合、まずは駅に直結する「朝日新聞本社」の見学です。

取材から編集・印刷の新聞作り、同日の新聞でも本社から遠い地域から早刷りで発送されるので、急な事故・事件の掲載は最後に発送された紙面のみとなる事もあるそうです。

梱包・発送を含めたシステムを上階から順次、全編集部が集結している仕切り無しの広大な編集局を見学、編集が出来た紙面が巨大印刷機を通り新聞が出来上がり梱包・各所への発送の仕組みを分かり易く説明をしていただきました。これだけ多くの方が関わり紙面が出来、毎日配達される新聞をこれからはもう少し丁寧に目を通さなければと反省しきりでした。

2時間余りの見学で歩き疲れたので、しばしロビーで休憩を取った後、すぐ近くの築地本願寺へ。築地本願寺は、西本願寺(別院)の別院として1617年 浅草・横山町に建立されて、その後移った現地は海を埋め立てて築地として再建されましたが関東大震災で焼失し、現本堂は1934年(昭和9年)に古代インド仏教様式の外観で落成しました。平成26年には、本堂・門柱・石塀が国の重要文化財に指定



されています。

続いて、築地市場へ。午後の遅い時間でしたから場内市場のセリはすっかり終了しガランと人気は無く、食事処も閉まった淋しい中を一回り…東京の食の台所を80年余り守っていた場所として感無量の思いでした。この後は自由散策になり、それぞれが買い物などのお遊びタイムで過ごしました。

再び午後5時食事処集合。最後のお楽しみは市場近くの美味しい海鮮料理の店。ご馳走を頂きながら会話もはずみ、もう来年の構想を話題にしなが、話は尽きず時間も十分に過ごして閉会となり自由解散となりました。

(給田・北烏山支部 相談役 中村みのり)

給田・北烏山支部 公開税務研修会

平成30年8月29日、昭和信用金庫・烏山支店3階しあわせプラザにて、北沢間税会との共催による「軽減税率制度セミナー」の研修を行いました。

講師は北沢税務署より工藤法人1統括官、池田上席、田中担当官の3名の講師の方々を招いて行なわれました。

両会員は勿論の事、地域の非会員の地域の方々も大勢参加で50名強の会場に立ち見が出るくらいで、関心の深さを感じました。

それと云うのも、3パーセント以来“消費税”ということは国民に浸透していますが、『軽減税率導入とは?』と大いに理解したい内容で有ります。

今回の内容は質問も多く、軽減税率の対象品目の詳細な説明に留まりましたが、今後、何回かの研修でより理解したいと思っています。

また、それにより、企業側の倫理・消費者の理解度が課題だと感じています。

(給田・北烏山支部 副支部長 上村 ともえ)



店舗・会社の商品PRに
文字が流れるLEDパネル看板
災害時には避難誘導や告知にも



スマホでカンタン文字送信・持ち運び楽々・多言語対応・極薄・軽量・防水・防塵・バッテリー駆動・配線取付け工事不要 39,800円～

ブロードメディア・サービス(株) / (株)ユニワールド
☎ 03-5355-1395 www.bm-s.jp/

梅丘支部「第14回豪徳寺沖縄祭り」税金クイズ

平成30年10月8日(月/祝)に開催された第14回豪徳寺沖縄祭りにおいて、梅丘支部で税金クイズを実施しました。台風25号の影響が心配されましたが、当日は曇りのち晴れとなり、たくさんの来場者があり税金クイズにもたくさんの方が挑戦して頂きました。お子さまには風船をクイズの正解者にはケンタくんグッズをプレゼントしました。

始めは、税金クイズ?難しそう!解らないのでやらないと言っていた方にも、三択ですし、知って頂くチャンスですのどと問題をお渡しすると真剣に挑戦。答え合わせをすると、「市区町村がごみ処理にかかる費用は年間国民一人あたり、16,000円もかかっていたなんてビックリしました。」

また、「全国のごみ処理費用は総額2兆円になるんですか?ごみを少なくします!」と言っていた方や「医療費も



税金で公費負担たくさんしているのですね。知りませんでした。勉強になりました。」と言って帰られる方もいて、税金クイズがお役に立てて嬉しいな、たくさんの人に啓発できるように活動していこうと思いました。

(梅丘支部 副支部長 平塚早苗)

経堂支部 バス移動研修



経堂支部主催 バス移動研修会を平成30年9月12日(水)に「初秋の三崎半島マホロバマインズ三浦視察研修会」と銘打ち賑やかに開催しました。

今回のバス移動研修会は、まさに経堂支部オリジナル!! 諸般の事情により一切旅行会社には依頼せず、全行程を丸山恵美子支部長がアレンジ! 男性支部員さん3名が早朝の集合から夕方解散まで、至れり尽くせりのエプロン姿よろしくプロの添乗員さん顔負けのサービス(^^)

サービスエリアで途中休憩しながら、一路マホロバマインズへ! 視察研修を始める前に、参加者全員で集合写真をパシャ! いよいよ視察が始まるとコンシェルジュの方が丁寧に館内を案内して下さい、以前リゾートマンションとして設計された建物を温泉浴場付きホテル兼研修施設にリニューアルしたことなどを教えて頂きながら、社内研修などで利用できる会議室付き宿泊施設や野外バーベキュー会場、入浴施設などを視察させて頂きました。



そして待ちに待ったランチタイム。視察の余韻を感じながらいざ広々とした昼食会場でゆったりと寛ぎながら海鮮^{くつつ}昼食に舌鼓! 丁度、研修中の大学生と隣り合わせの席になり、清々しい若者に元気を貰いながら、楽しいランチタイムのひと時となりました。

お腹も心も満たされた後は、日帰り用の休憩室でゴロンと横になって休むもよし、温泉に入ってお肌すべすべになるもよし、日ごろの疲れをリフレッシュ。視察研修のクライマックスは三崎港産直センターで店員さんとの対話を楽しみながら、新鮮な魚をはじめ、地場野菜など沢山のお土産を手にしてお楽しみビンゴ大会をしながら一路経堂へ。

支部会員のご家族をはじめ他の支部の方々も大変喜んで下さり、和やかで充実した経堂支部オリジナルのバス移動研修会となりました! 関係者の皆さま大変お疲れさまでした。次回も奮ってご参加ください!

(経堂支部 副支部長 岡本のふ子)

リレー後記

◇秋晴れや長崎の旅再発見◇

異国情緒あふれる長崎はちょうど“長崎くんち”の最中。

それにハウステンボス・グラバー亭・平和記念像・チャイナタウン・眼鏡橋・竜馬コース・出島・軍艦島・夜景・雲仙等見どころ満載ですが、今年、世界遺産になりました。“長崎天草潜伏キリシタン”に興味を持ちました。

大浦天主堂（ご存知の弾圧により処刑された26 聖人殉教者の為、ゴシック様式ながら、日本の職人により木造・土工法の建物）は250年に渡り密かに信仰を続けていた潜伏キリシタンの奇跡の発見の場でもありました。

それは島原の乱（天草一揆により原城にて籠城した二万人のキリシタンを幕府が一掃した）にて長崎各地離島に逃れた一部の潜伏信者で有りました。

今は、日本独自のキリスト信仰として信仰をされています。五島・平戸・天草等12の集落に独自の教会が有ります。

それら含めて世界遺産となりました。

因みに私は長崎島原の出身です。我らの先祖様はその後、小豆島・熊本・備前・薩摩からの移住者です。現在の半島の大

半は仏教徒です。

“長崎はよかところです。どうぞ行ってみてください。”

（給田・北島山支部 上村ともえ）

◇秋の花火大会と大姐御◇

10月13日「第40回世田谷区たまがわ花火大会」が開催され、初めての世田谷花火大会を見学する機会を得た。昨年8月開催時、天候急変のため中止になったことは当時ニュースでも報道され、その凄まじい雷風雨の映像は未だに脳裏に残っている。今年は台風も多く秋雨前線の季節でもあり、心配される時期ではあったが、澄んだ秋の夜空に様々な花を咲かせてくれた。

花火会場の中で見物したのは実は初めて、その機会を与えてくれたのは今年他界した大姐御でした。ご無沙汰していた彼女の訃報を聞いたのは、葬儀三ヶ月後、親族葬だったこともあり、お別れできなかった、お世話になった人たちが集まり献杯をしようと、彼女の大好きだった原宿お蕎麦やさんに集まった。彼女らしく樹木葬にて送ってほしいとの事だったらしい。早速皆で秋のお彼岸には御墓参りと話が纏まり、当日に大好きだった白

百合など白い花、季節のススキをお供えし、供養回向をさせていただいた。

その後、大姐御の妹分より連絡があり「生前彼女が楽しみにしていた花火大会前売り券があるので一緒にどお？」との話があり、行きますと一つ返事をした。

当日の花火会場席は芝生席8人席、準備されたシートを敷き、参加者7人そしてもう一人は大姐御、彼女がいつもしていたように、花火が打ち上がるまで酒宴、始まる頃には横になり、華やかな夜空を見上げていたという。数年会っていなかったけれど、一緒にお酒を飲み交わし、横になり、同じ華やかな夜空を見上げている思いになり涙が出た。

大姐御がよく「人にしろ、物にしろ、何にしろ、出会いは偶然ではなく必然！その必然を感じ、大切に、人生感謝笑顔で行かなくちゃ」と言っていたことを思い出した。今年の花火大会のテーマ【彩～未来につながる親和の夜空】、親しき大姐御仲間と和やかな酒宴、夜空に舞う彩豊かな華の先には、雲の隙間から顔を覗かせた三日月に向かう笑顔の大姐御の姿を見て取れた。「いつまでも見守ってください。」必然に感謝、ありがとうございます。（梅丘支部 竹股克之）

税金クイズの答え

第1問 答え ② 200円

贈与というのは契約です。所有権の放棄のような単独行為ではありません。登記を移転させる必要もあるので契約書が作成されるのが通常のケースです。印紙税の課税文書は不動産売買契約書と謳われてはいません。印紙税税額表の1号の1文書で謳われているのは「不動産、鉱業権、無体財産権、船舶若しくは航空機又は営業の譲渡に関する契約書」です。すなわち謳われているのは不動産の譲渡であって、売買ではないのです。贈与も当然、譲渡の一形態です。そして記載された契約金額が1万円未満のものは非課税文書とされていますので、一見、非課税のようにも考えられますが、通達で契約書に無償又は0円と記載されている場合には契約金額の記載のないものとするされています。契約金額の記載のないものの印紙税額は税額表により200円と定められています。

第2問 答え ③ 代物弁済

消費税は資産の譲渡、資産の貸付又は役務の提供について課税されます。資産の譲渡とは、資産につきその同一性を保持しつつ、他人に移転させることをいいます。資産の貸付には、資産に係る権利の設定その他、他の者に資産を使用させる一切の行為を含むこととされています。役務の提供とは、例えば、土木工事、建設工事、修繕、保管、印刷、運輸、広告などのサービスを提供することをいいます。なお、代物弁済、負担付贈与、現物出資などの特定の取引については、消費税の取扱い上、対価を得て行われる資産の譲渡等を含むこととされています。ということ。

国も特別会計によって事業を行っています。その際、特別会計を一つの事業者としてみなして消費税を課すこととしています。外国法人も事業者ですから国内において対価を得て行う資産の譲渡等があれば納税義務者となります。

訃報

下北沢支部会員
株式会社 亀屋
代表取締役
牧野 純一様

平成30年9月30日にご逝去されました。謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

ほうじん北沢 342号

平成30年11月1日発行

発行所 〒154-0022

東京都世田谷区梅丘1-43-1
公益社団法人 北沢法人会

発行人 飯野 光彦

広報委員長 竹股 克之

編集人 塩原 孝夫

TEL 03-5450-7121

FAX 03-5450-7122

表紙の写真：「八幡様御鎮座 550年」と3年に一度の「宮神輿渡御」とが重なり、「記念となる節目の年」であった北澤八幡社社の例大祭。

 当誌は全頁にて再生紙を使用しています。

消費税の納期に合わせて計画的に積立てられる定期積金です

消費税納税準備定期積金

「らくらく納付」

毎月の掛金

**1万円
以上**

お預け入れ期間

1年

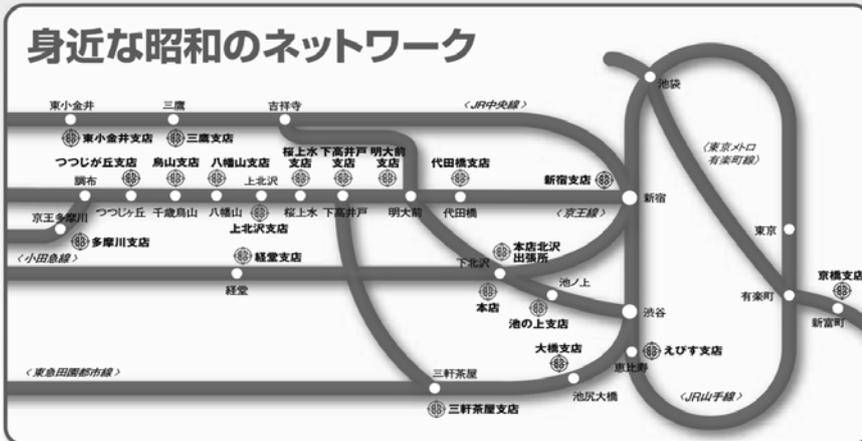


消費税の完納をお手伝い
させていただきます。

ご利用いただける方	法人及び個人事業者の方
お積立て期間	1年(12ヵ月)
毎月の掛金	1万円以上
預入方法	口座より自動振替
利回り	スーパー積金の店頭表示金利

※本商品は預金保険制度の対象であり、当金庫にお預入れの他の預金保険対象商品と合わせて、元本1,000万円までとのお利息は保護されます。

身近な昭和のネットワーク



〈世田谷エリアの店舗〉

本店	☎ (3422)6181
本店北沢出張所	☎ (3468)1451
三軒茶屋支店	☎ (3421)6101
経堂支店	☎ (3420)4121
烏山支店	☎ (3300)1361
明大前支店	☎ (3323)0511
八幡山支店	☎ (3329)1021
池の上支店	☎ (3422)3141
下高井戸支店	☎ (3321)4155
代田橋支店	☎ (3328)0151
上北沢支店	☎ (3302)8111
桜上水支店	☎ (3329)3241

店頭商品概要説明書をご用意しております。詳しくは、窓口または担当者におたずねください。



昭和信用金庫



& TOKYO

平成30年3月1日現在

1ステップの“10秒”ケア

ウチの保湿はこれ1本! オールインワン化粧水

シンプルバランスは、洗顔後1ステップで
お肌にうるおいをあたえるスキンケア。
家族みんなで使える、
やさしくマイルドな使い心地です。

母娘で一緒に♪



夫婦で一緒に♪

